

報 告 第 2 5 号

専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり  
専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成24年12月4日提出

新居浜市長 石川 勝 行

平成24年度新居浜市一般会計補正予算（第4号）

写

専決第13号

# 処 分 書

平成24年度 新居浜市一般会計補正予算(第4号)について

平成24年度新居浜市一般会計補正予算(第4号)を次のとおり定める。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により専決処分する。

平成24年10月9日

新居浜市長 佐々木 龍

## 平成24年度 新居浜市一般会計補正予算(第4号)

平成24年度新居浜市一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14,468千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47,691,700千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

区分	補正前	補正額	補正後
歳入	47,677,232千円	14,468千円	47,691,700千円
歳出	47,677,232千円	14,468千円	47,691,700千円
歳入歳出	47,677,232千円	14,468千円	47,691,700千円

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

千円

款	項	補正前の額	補正額	計
20. 諸収入		1,791,626	14,468	1,806,094
	4. 雑入	666,714	14,468	681,182
歳入合計		47,677,232	14,468	47,691,700

歳入歳出予算補正

(歳入)

